

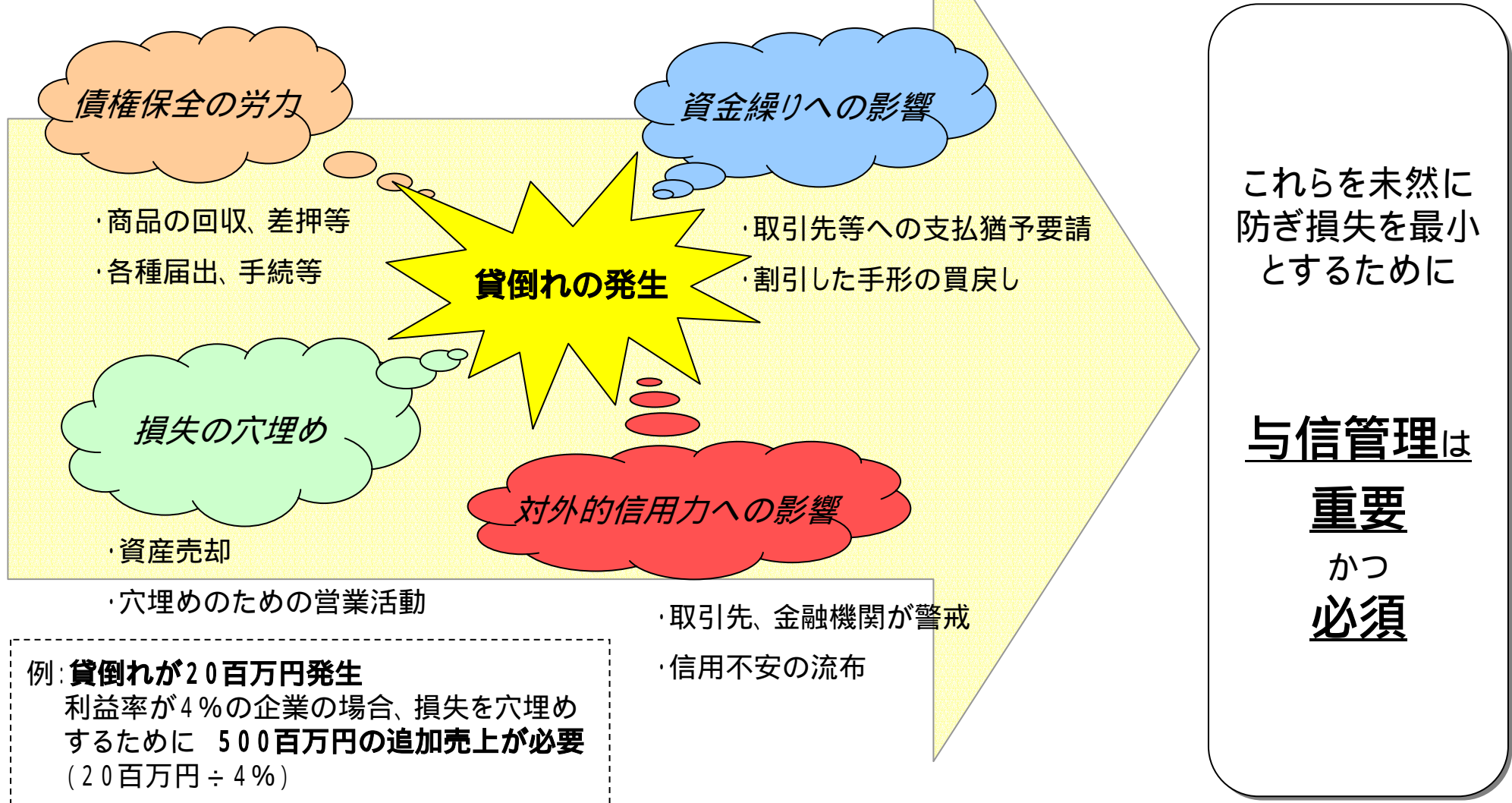


取引信用保険 (Commercial Credit Insurance) のご提案

株式会社 損害保険ジャパン

貸倒れの発生と影響

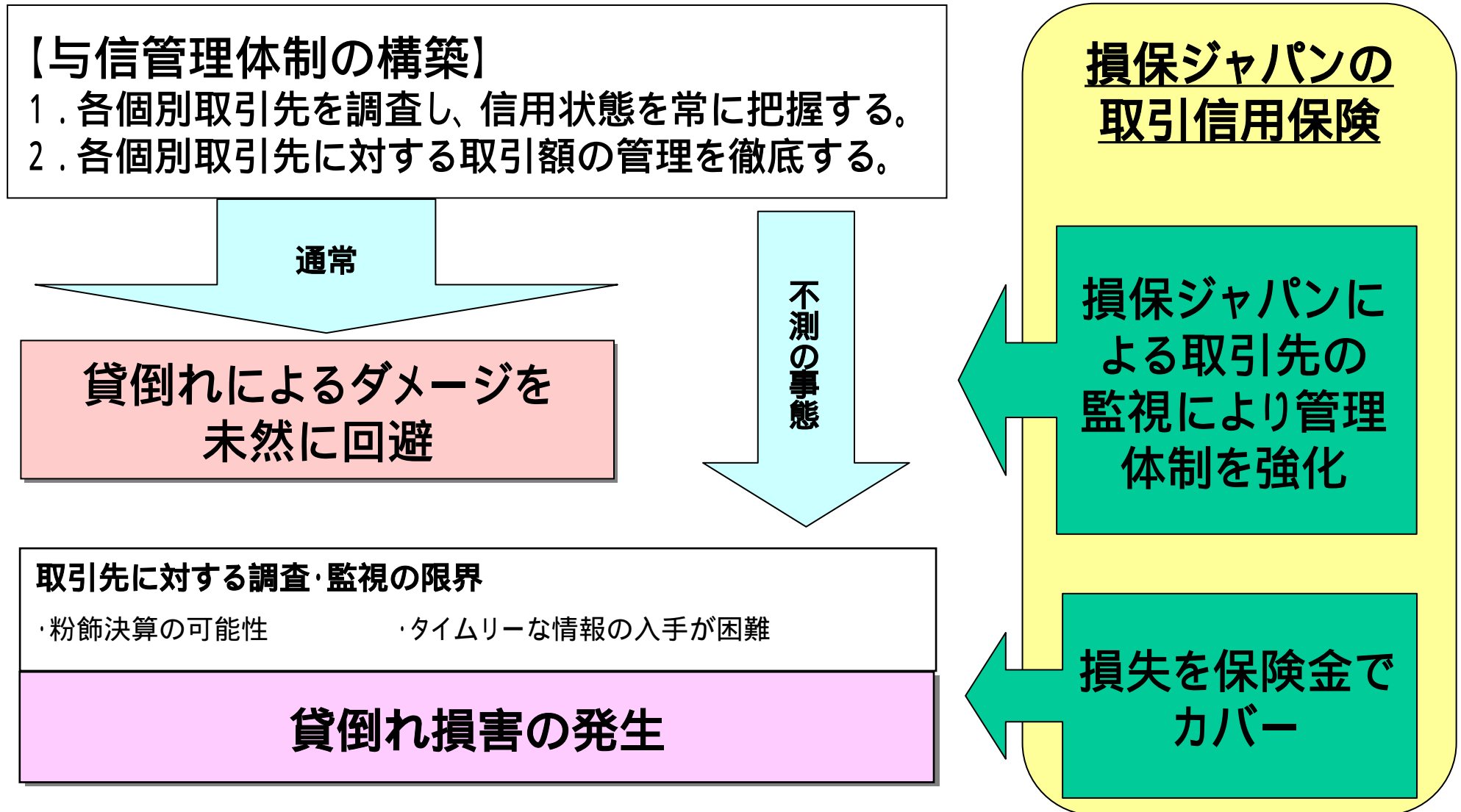
取引先に対する焦げ付きや貸倒れの発生は、決算上の特別損失となるばかりでなく、それ以外にも経営に様々な影響を及ぼします。



例: **貸倒れが20百万円発生**
利益率が4%の企業の場合、損失を穴埋めするために **500百万円の追加売上が必要**
(20百万円 ÷ 4%)

信用リスクのコントロール(与信管理)

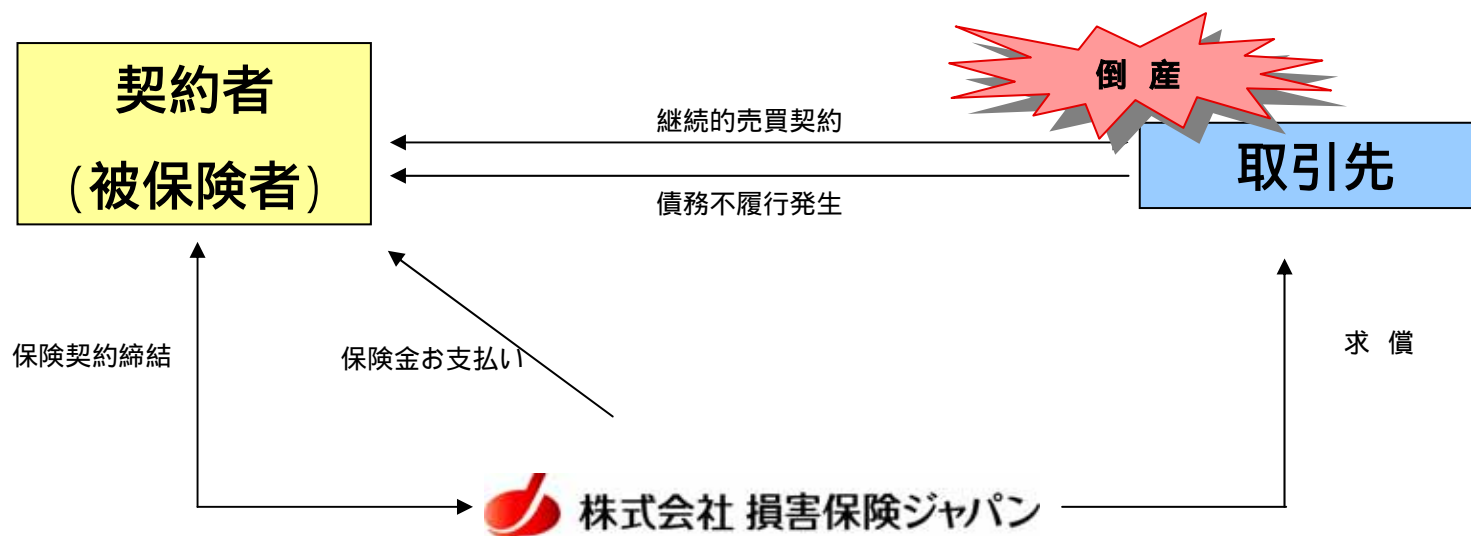
信用リスクをコントロール(与信管理)することで、貸倒れによるダメージを回避・軽減することが可能です。



取引信用保険とは？

取引信用保険とは、被保険者の各種商品の販売先が販売代金（販売先から見た買上代金）の支払債務を履行しないことにより、被保険者が被る損害に対して保険金を支払うものです。

（原則、事故が発生しない限り取引先には保険加入の事実はありません。）

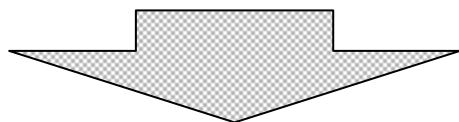


当保険の保険料算出には、必要なデータ類が揃ってから通常1～2週間程度かかります。

取引信用保険のメリット

貸倒れ損失の確実な回収

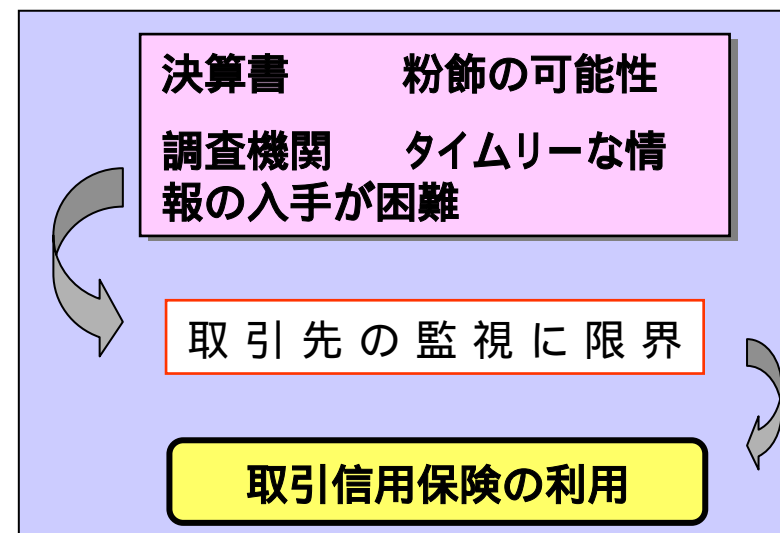
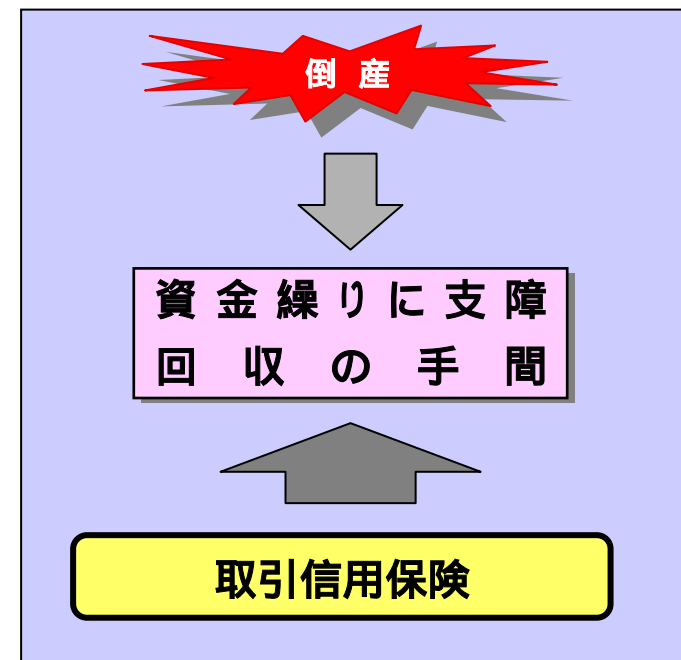
貸倒れが発生した場合、債権保全・回収に手間が掛かるばかりでなく、資金繰りに影響することが考えられます。



保険金で損失を埋めることが可能となり、
回収などの労力、資金繰りの悪化が防げます。

与信管理の充実・強化

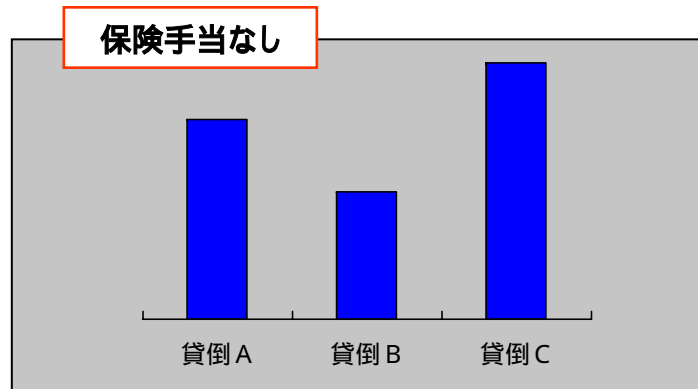
経済の動きが不透明な現在、取引先の信用状況を常時かつ的確に監視するのはほぼ困難と言えます。また、決算書、調査機関などを利用した信用調査も限界があります。



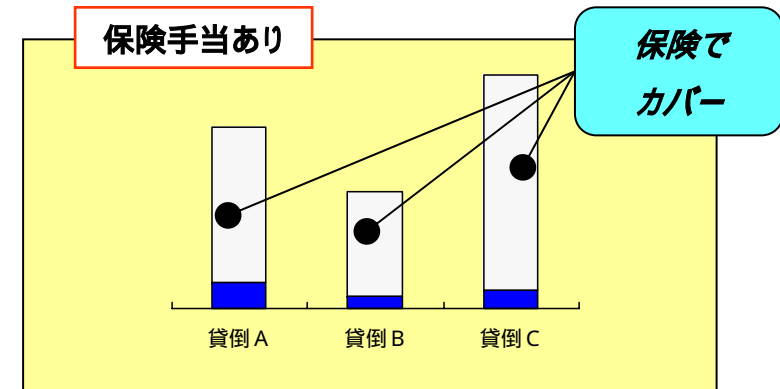
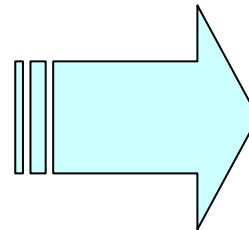
取引信用保険のメリット

損失の平準化

「お得意先が倒産！！」このような事態が発生したら、決算に多大な影響を及ぼします。取引信用保険を手当てする事で、巨額・突発的な損失をある程度平準化させる事が可能です。



貸倒損失が決算を直撃



保険金により損失が軽減

信用力の向上

保険で売掛債権が保全される事により、金融機関のみならず株主・仕入先に対する信用力も大幅に向上します。

取引信用保険により保全可能
担保としても有効

バランスシート(B/S)

売掛金	
受取手形	

その他

1. 保険料は損金処理が可能です。
2. 新規のお取引先とのお商売もスムーズに開始できるため、売上増に貢献します。

保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合

次のいずれかの事由により、販売先が債務を履行しないことにより貴社が被った損害に対して保険金をお支払いします。

次のいずれかの場合において、販売先が債務を履行しないとき

- ・販売先に破産手続の開始、再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始もしくは特別清算の開始の申立があったとき。
- ・販売先が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ・販売先の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき、または保全差押としての通知が発せられたとき。
- ・販売先の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたときまたは財産の分離の請求がなされたとき。
- ・販売先がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1か年間を経過しても当該販売先の生存が確かめられないとき。

販売先が債務の弁済期日から一定期間(通常3ヵ月。保険契約時に予め協定させていただきます。)を経過してもなお、債務を履行しない場合で、当社が債務履行の見込みがないと判断したとき。

保険金をお支払いする額

損害額

$$= \left(\begin{array}{l} \text{事故発生時の} \\ \text{未回収債権額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事故発生日までの} \\ \text{延滞利息} \end{array} - \begin{array}{l} \text{反対債務} \\ \text{および} \\ \text{回収金} \end{array} \right) \times \text{縮小支払割合}$$

1事故にお支払する保険金は、「損害額」と「個別取引先毎に設定した支払限度額」の何れか少ない方となります。
なお、当該保険契約でお支払いする保険金の合計額は、別途協定する期間中総支払限度額が上限となります。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害については保険金をお支払いできません。

貴社または貴社の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これら類似の事変または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害

地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害

核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害

貴社が未成年者その他の無能力者と取引を実施した場合に、法定代理人その他の者の追認を受けるときまでの間に生じた損害

商品に瑕疵があったことによって生じた損害

貴社が、販売先が債務を履行していないことを知りながら、当該販売先と実施した取引について生じた損害

貴社が、販売先が保険金をお支払する場合の何れかに該当することを知りながら、当該販売先と実施した取引について生じた損害

債務の弁済期日から一定期間(通常2ヵ月。保険契約時に予め協定させていただきます。)を経過しても当該債務を履行しない販売先に対して、この期間を経過した日以降に商品等を引き渡したことによって生じた損害

等

リミット削減条項について

保険期間中においても、販売先の信用状況の変化などによって危険が増大した場合、弊社側から支払限度額を引き下げることがあります(その場合は、事前に通知いたします)。なお、通知前もしくは通知後一定期間内(例:30日)に発生した債権については従来の支払限度額が適用されます。

ご契約の方法について(1)

対象お取引先

全ての販売先を包括的に保険契約の対象といたします。
なお、販売高が一定以上の販売先をすべて包括的に対象とすることや、特定の事業部の販売先を包括的に契約の対象とすることは可能です。
(個々の売買契約や特定の販売先との売買契約についてのみを選択的に契約の対象とすることはできません。)

販売先毎の支払限度額の設定

契約の対象となる販売先毎に保険金の支払限度額を設定させていただきます
(各販売先の信用力、取引条件等をベースに設定します。)

期間中総支払限度額の設定

当該保険契約でお支払いする保険金の総支払限度額を設定させていただきます。

縮小支払割合の設定

焦げ付き債権の「原価部分」をカバーすることを目的としているため、営業利益率を勘案して縮小支払割合を設定させていただきます(例:90%)。

免責金額(自己負担額)の設定

原則として免責金額はございませんが、希望される場合は、12・13ページにご案内する免責金額の設定ができます。

保険料・保険料率

保険料・保険料率は、貴社の過去の貸倒状況、対象販売先の属する業種の倒産率、各販売先の信用力等を総合的に勘案して、契約毎に設定させていただきます。
* 保険料の払込方法は一括払いです。

ご契約の方法について(2) 設定例

基本契約

販売先毎の支払限度額

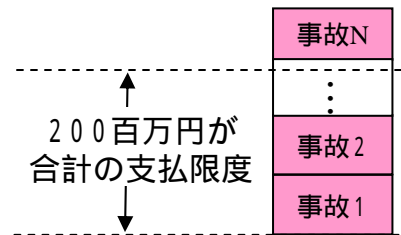
販売先毎にお支払いする保険金はそれぞれ以下の金額が限度となります。

(例) 販売先A社： 10百万円
 販売先B社： 30百万円
 販売先C社： 3百万円
 販売先D社： 100百万円
 ……
 販売先N社： 5百万円

期間中総支払限度額

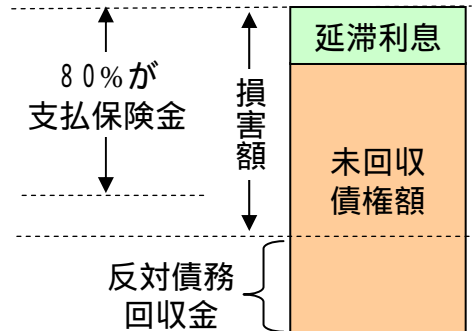
(例) 200百万円

当保険契約でお支払いする保険金は合計で200百万円が限度となります。



縮小支払割合：(例) 80%

損害額の80%を保険金としてお支払いします。



ご希望により
設定ができます

期間中総支払限度額は、当社所定の設定額より低額とすることができます。

保険料が安くなる場合があります。

縮小支払割合は原価率より低く設定することができます。

通常、販売先毎の支払限度額も低くなります。
 保険料が安くなる場合があります。

オプション

免責金額(自己負担額)の設定

事故発生の場合の免責金額(自己負担額)を設定いただくことにより、保険料が安くなる場合があります。
 設定方法は右の2種類があります。

期間中
累計免責金額

詳細は12ページ
をご覧ください。

1事故
免責金額

詳細は13ページ
をご覧ください。

ご契約の方法について(3) 期間中累計免責

ご希望により期間中累計免責金額を設定することができます。

保険期間中における支払責任額が期間中累計免責金額以下の部分に対しては保険金を支払いません。

(保険期間中における支払責任額の累計額に対して、免責金額を適用します。)

$$\text{損害額} = \left(\begin{array}{l} \text{事故発生時の} \\ \text{未回収債権額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事故発生日} \\ \text{までの} \\ \text{延滞利息} \end{array} - \begin{array}{l} \text{反対債務} \\ \text{および} \\ \text{回収金} \end{array} \right) \times \text{縮小} \\ \text{支払割合}$$

$$\text{支払責任額} = \left(\begin{array}{l} \text{損害額} \\ \text{と} \\ \text{取引先毎の} \\ \text{支払限度額} \end{array} \right) \text{との何れか少ない方}$$

$$\text{保険期間中にお支払いする} \\ \text{保険金累計額} = \left(\begin{array}{l} \text{支払責任額} \\ \text{1事故目} \end{array} + \begin{array}{l} \text{支払責任額} \\ \text{2事故目} \end{array} + \dots + \begin{array}{l} \text{支払責任額} \\ \text{N事故目} \end{array} \right) - \text{期間中} \\ \text{累計免責金額}$$

ただし、保険期間中にお支払する保険金累計額は、別途約定する期間中総支払限度額を限度とします。

支払責任額の累計

【保険金のお支払例】

< 保険契約の条件 >

縮小支払割合：80%
 期間中総支払限度額：100百万円
 期間中累計免責金額：3百万円

< 取引先毎の支払限度額 >

販売先A社：2百万円
 販売先B社：18百万円

< 保険事故例 > 貸倒債権額は延滞利息を含み回収等控除後の額とします。

- 1事故目(販売先:A社) 貸倒債権額10百万円
- 2事故目(販売先:B社) 貸倒債権額20百万円

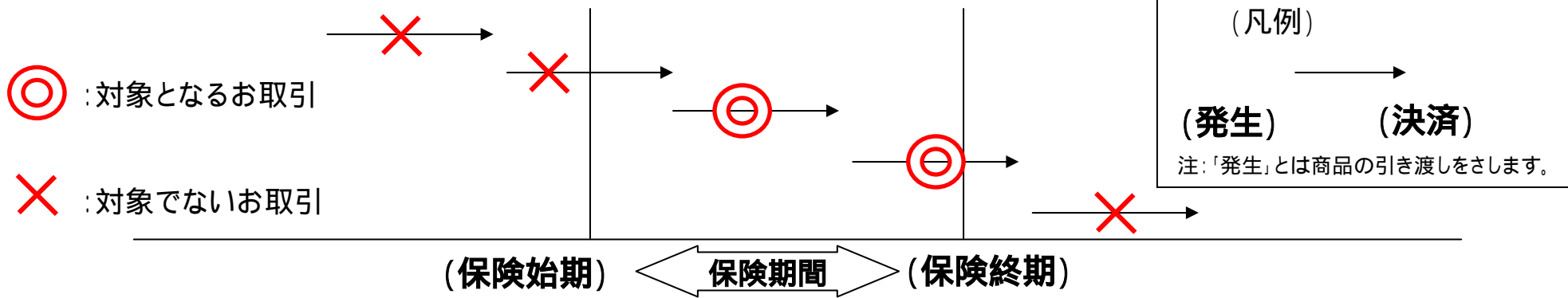
< お支払する保険金の計算 >

- 1事故目: 10百万円 × 80% = 8百万円 > 2百万円(A社の支払限度額)
 支払責任額は2百万円ですが、累計免責3百万円の範囲内のため **お支払する保険金はありません。**
- 2事故目: 20百万円 × 80% = 16百万円 < 18百万円(B社の支払限度額)
 支払責任額は16百万円ですが、累計免責の残額が1百万円(= 累計免責3百万円 - 1事故目の支払責任額2百万円)ですので、**お支払する保険金は15百万円**となります。

ご契約の方法について(5)

カバーされる債権の範囲

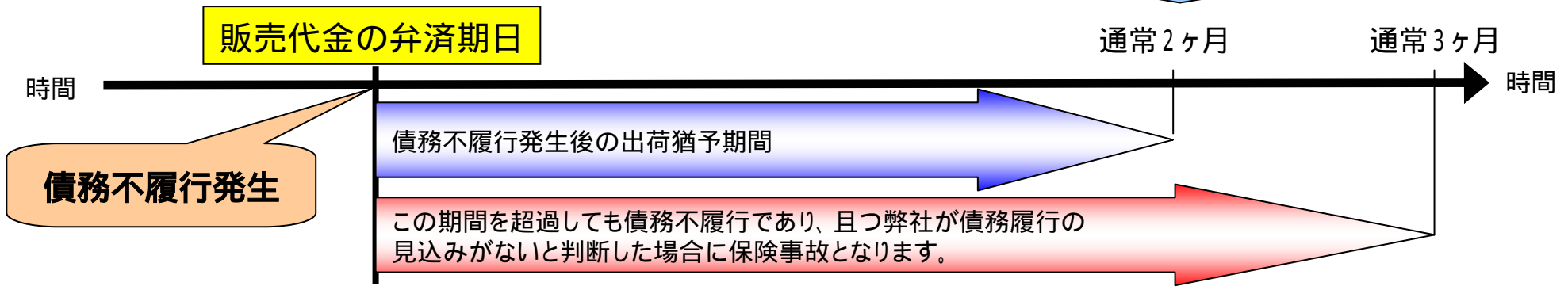
本保険の対象となる取引は、保険期間中に発生した販売代金債権です。保険期間の開始前に発生した債権、保険期間終了後に発生した債権は対象となりません。



その他の約定すべき事項

下図 と の期間を約定する必要があります。

ここまでに出荷したものが保険の対象となります。ただし、債務不履行発生後の新規受注分は対象外となります。



ご契約締結の流れについて

保険契約締結の流れは以下のとおりです。

貴社からの情報提供

以下5点の書類・データのご提示をお願いいたします。
「守秘義務に関する同意書」が必要な場合は、
代理店もしくは弊社社員にお申しつけ下さい。

<1> 取引信用保険告知書

<2> お取引先データ(Excel:取引先明細申告書)

電子データの場合暗号化またはパスワード設定をお願いします。

<3> 貴社の直近決算書2期分

<4> 貴社の会社案内

<5> 貴社の売買契約書雛形

弊社からお見積り条件のご提示

弊社内にて審査を行った後、引受条件等につきましてお見積りを提示させていただきます。

お見積りの作成には、資料をいただいてから1～2週間程度が必要です。

ご契約内容の確定

弊社の提示内容をご検討頂き、内容の確認や条件の変更などにつきまして擦り合せを行い、ご契約内容を確定します。

保険契約の締結

契約申込みの書類を取り交し、保険料をお支払いいただきます。

取引先明細申告書の例

項目説明・注意点

- 得意先名: 同一企業名寄せの上、正式名称をお願いします。
- 代表者名: おわかりであればご記入ください。
- 本店住所: それぞれの企業の本店所在地をご記入ください。
- 年間取引高: 〃は必須、～はデータがあればご記入ください。
- 決済サイト: 締め日を起算日とした決済までの期間を記入下さい。

$$\text{平均債権残高} = \text{年間売上高} \times (\text{サイト} + 15) \div 365$$
 を支払限度額の目安としてお見積をいたします。
 データが無い場合は、告知書の最長決済サイトにてお見積もりいたします。
- 最大債権残高: データがある場合はご記入願います。
- 貴社設定与信枠: 設定している場合はご記入願います。
- 備考: 担保・その他保全処置、ファクタリング契約の有無、貴社の部門名等

(記載例)

No.	得意先名 (企業名寄せ後10社以上)	代表者名	損保ジャパン 営業店使用欄 (P51コード)	本店住所	:必須	:任意	:任意	:任意	:任意	:任意
					年間取引高	決済 方法	決済サイト (日)	最大債権残高	貴社 設定 与信枠	備考: 担保取得 ファクタリングなど
1	株式会社 ×	×	123456789	×県 市× 町 X - Y - Z	255.0	現金	90	80.0	100.0	
2	×× 有限会社		012345678		250.0	手形	120	100.0	150.0	
3	××× 株式会社		123456780		100.0	現金	30	20.0	30.0	

*****以下記載欄*****

ご契約者名:

取引信用保険取引先明細申告書

2006 / /
単位: 百万円

No.	得意先名 (企業名寄せ後10社以上)	代表者名	損保ジャパン 営業店使用欄 (P51コード)	本店住所	:必須	:任意	:任意	:任意	:任意	:任意
					年間取引高	決済 方法	決済サイト (日)	最大債権残高	貴社 設定 与信枠	備考: 担保取得 ファクタリングなど
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

ご契約例

業種: 鋼材卸

< 従業員24名、年間売上高24億円 >

保険料: 4,359千円

業種: 事務用品卸売

< 従業員75名、年間売上高33億円 >

保険料: 2,654千円

業種: 食肉卸

< 従業員67名、年間売上高52億円 >

保険料: 1,590千円

業種: 織物卸

< 従業員140名、年間売上高340億円 >

保険料: 4,518千円

業種: 薬品・洗剤卸

< 従業員15名、年間売上高11億円 >

保険料: 2,107千円

業種: 金物卸

< 従業員60名、年間売上高60億円 >

保険料: 5,912千円

・個人情報の取扱について

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

・保険契約締結後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく損保ジャパンにご通知ください。

- (1) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約(以下「重複保険契約」といいます。)を締結される場合。
- (2) 保険証券または保険契約申込書記載事項を変更される場合。

ご通知がない場合には、その間に行われた不誠実行為によるいかなる損害に対しても、保険金をお支払いできないことがあります。

・引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

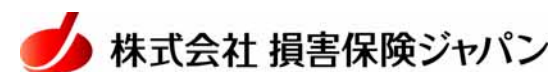
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

・本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については取引信用保険普通保険約款、取引信用保険包括契約書、その他この商品に適用される約款をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料の領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

・保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。

・保険証券は、大切に保管してください。なお、一ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合には、損保ジャパンにご照会ください。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160 - 8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

【お問い合わせ先】

株式会社英貴総合保険事務所

〒661-0975

兵庫県尼崎市下坂部4 - 13 - 7

TEL 06-6495-1066

FAX 06-6491-1029